

《論 説》

岡山大学学生交換協定校を通してみた米国の大学教育

—— ニューヨーク州立大学ストーニー・ブルック校を例として ——

亀 高 鉄 雄

目次

はじめに

1. 履修計画と手続き
2. 成績システム
3. 学生相談・指導
4. 優等生制度
5. 学生と教員の責任
6. 大学の社会的責任

結論

はじめに

筆者は、現在岡山大学の短期留学プログラム（以下 EPOK）のコーディネーターとして留学生センターに勤務している。この EPOK 制度により岡山大学から海外協定大学に派遣された学生は、制度創設以来 3 年間で約 40 名にのぼっている。派遣留学から帰った学生は筆者のところに帰国の挨拶に訪れてくれるが、暫らくすると、先方すなわち留学先の事務局から彼らの成績表が送付されてくる。現今プライバシー保護が喧しいおりから、この成績表は本人以外には見せることもなく、筆者もそのコピーを記録のため書類箱深くしまうにとどめている。しかし瞥見すると岡山大学の成績表とはいささか趣を異にし、評語・記号も 15 種以上に分かれていて、GPA と称する平均点も算出してあることが眼にはいる。

加えて、帰国挨拶の折に、学生が異口同音に言うのは、先方大学における学習は非常な努力を要するものの、それを補って余りある知的な刺激を受けるし、知識の深化も得られて本当に良かった、との感想である。それを聞いて筆者は、海外の大学では学生に如何なる教育を施しているのであろうか、という素朴な疑問を持つに至ったのである。

上記派遣生 40 名のうちニューヨーク州立大学ストーニー・ブルック校（以下 SUNYSB）には、最大級の累計 7 名の派遣生がこれまでお世話になっており、カリフォルニア州立大学ハイワード校と並び最親密校の一つと考えられている。この SUNYSB の教育内容を中心に他大学のそれも参照しつつ

米国の大学を考察することは、今後の EPOK 派遣生の指導上有益であると共に、岡山大学の教育にもいささか参考になるのではないかと考えた。これが本稿執筆の動機である。本稿では特に、米国の大学の成績表の内容が多彩であり、且素点主義に近いこと、成績不良者に対し厳しい対応をしていること、その反面成績優秀者に対し大いに顕彰をすること、また学生に対しいかに充実した相談・指導体制を敷いているかを取り上げた。これらを通して米国の大学がその教育に対していかなる基本的な考えを持っているかを考察し、今後の我々の教育に生かせることが出来ればと筆者は考えている。

米国の大学が出版する配布物で学生が必ず参照し準拠しなければならないものは、ブリティン＝便覧 (Bulletin)、学生ハンドブック (Student Handbook) と時間表 (Class Schedule) である。本稿ではそのうち学部生 (undergraduate) 用のブリティンを中心に考察を進めたいと思う。各論に入る前に、米国の大学において、すべての修学行為の責任が学生に存するという点が最も重要な原則の一つであることを強調しておきたい^(注1)。

SUNYSB ブリティンの原文でも各論に入る前に、大学の方針を示した「学術に関する方針と諸規則」の冒頭で次のように述べている。

「本大学制定のブリティン、ハンドブック、授業日程表等に記載の学則、手続き、資格要件、を熟読し、理解し、締切期限を含め遵守することは学生自身の責任である。」

(注1) 日本の国立大学においても学生の責任につき便覧で明らかにしている。岡山大学経済学部便覧によれば、「大学からの通知・指示・成績等履修上の事項は(中略)揭示します。」「いったん揭示した事項については、諸君に周知したもとして取り扱います。(後略)」「揭示を見なかったことを理由に、責任を免れることは出来ません。」となっている。しかし「揭示」に事項が限られていること、掲載場所が巻末の「学生生活関係」である点米国と異なる扱いである。

1. 履修計画と手続き

1. 1 米国大学における履修の特色

履修手続きの方法について特筆されるべきことは、学術指導教員 (academic advisor) が全面的に関与することである。勿論ある学生の履修計画はその学生自身が熟慮して決めることなのだが、その過程において指導教員が全面的に相談に乗り指導する体制が確立している。この点において日本の国立大学では、「履修について不明な点や疑問がある場合には、独断で解釈することなく、所属学部の教務学生係に問い合わせ、間違いのないようにしてください。」と教務学生係の担当にするのが一般的なようだ。(岡山大学2003年教養教育科目履修の手引・授業時間表 P. 9)

まず学生は履修資格取得後速やかに履修登録をしなければならない。その際は学術指導教員 (academic advisor) の指導を受けて、所定の科目群を選択しなければならない。学生は授業を受ける前提条件として、学務部発行の履修細則および学部・大学院 (undergraduate and graduate) 授業日程表 (class schedules booklet) に従い、各学期ごとに履修登録をしなければならぬ。履修科目・方法が学則・履修細則に合致し、学位取得の要件を満たしているか、を確認するのは学生の責任であるが、初めて履修登録をする学生は登録以前に、指導・助言プログラムを含むオリエンテーションに出席することになっている。このオリエンテーションの期間に、学生は履修に関する情報につき学部教

授 (faculty member), 指導専門教官 (professional advisor), 学生オリエンテーション・リーダーに自由に質問し, アドバイスを受けることができる。

米国では他大学からの単位を携えての転入が当たり前で, 他大学からの転入生はこれまでの履修科目が転入先の, そして希望する専攻学部 of 卒業要件として算入できるか否かの判定相談会に出席する必要がある。転入生専門の指導局員が質問に応じ, かつ査定をしてくれるので, 転入生は相談会が終わり次第次学期の履修登録を行わなければならない。

また, 在学生に対しては履修登録の受付の開始が日本に比べ早い。これは早期登録と呼ばれ, 先着順に一定の優先権が与えられるため, 学費を無駄にせずに希望の授業, あるいは人気のある授業を受けたいという米国の大学生のためには望ましい制度である。既に在学中の学生は, 電話で自動履修届システムを使い, あるいは学務部に出頭して履修届けを提出する。春学期の履修届けはその前の11月から, 秋学期のためにはその前の4月に受付が開始される。ちなみに春学期とは通常1月に秋学期は8月に始まるので, 下記の早期登録は学期開始前2~4ヶ月から登録可能であることを意味している。

最終受付は授業開始直前から学期が始まってから10日間 (休日を除く) に行われる。フルタイム学生 (full-time students) は各学期最大19履修単位時間 (credit hour) 履修可能である。しかし早期登録期間には仮措置として17履修単位時間を最大とする。登録の優先権は既に獲得した単位数の学年中の順位による。すなわち1年生は0~23単位, 2年生は24~56単位, 3年生は57~84単位, 4年生は85単位以上の範囲内での単位の多さにより優先権を与えている。

1. 2 締め切り後の履修登録及び放棄

しかしながら授業が始まってからも新規登録や放棄が出来ないわけではない。新規登録に関しては放棄に比べやや厳しい手続きが必要で, 授業が始まってから10日目以降 (休日を除く) 新たに履修したい科目を, 当該学部の成績・請願委員会 (Committee on Academic Standing and Appeals) が決定した規則に従い同委員会に申請し特別に許可を得なければならない。一方授業が始まって10日目以降に放棄したい科目があれば電話で, ないしは出頭して, その旨届けるだけでよいことになっている。

1. 3 授業開始後一週間の出席について

米国の大学では「授業開始後一週間の出席」は極めて重要な意味を持っている。これも日本の国立大学と異なる対応である。すなわち最初の授業に出席しないものは「熱意無し」と判断され, 履修からはずされる恐れがあるということである。筆者も EPOK 派遣の経験でこれを実感している。ある EPOK 派遣生が教員採用試験のため最初の週に出席できない事態が生じ, 筆者が先方大学に, 少し遅れていくことを折衝したが, 先方は, とにかく最初の1週間は出席し, その後日本へ一時帰国せよとの一点張りで, 学生はそれに従わざるを得なかったことがある。すなわち, 学生は授業開始の一日目からすべての履修登録済み授業に出席することが必要であり, 登録済みであるのかかわらず学期初めの5日間に出席しない学生は, そのコースから外されるリスクを負担しなければならない。学部教員は欠席学生を登録抹消する権限を有している。特に希望者が多くウェイトリング・リストに履修を

希望する学生が残っている場合はなおさらである。登録したにもかかわらず出席しない場合は、評価不能 (no record) のマーク “NR” が成績表に記載されるが、これを避けるためには、学生が責任を持って放棄の旨を電話で、あるいは所定様式にて授業開始10日間以内に届けなければならない。

1. 4 標準履修負担

SUNYSB では学士号取得を目的とした学生は通常1学期に12から19の単位を登録する。日本の国立大学の1学期履修上限20単位 (成績優秀者は3, 4年で1学期上限30単位となるが) に見差がないようであるが、米国では1科目につき週に165分 (SUNYSB) 150分 (加州州立サンノゼ大学, 以下 SJSU) いずれも週1回~3回に分けて授業があり15週続けることにより2単位ではなく、3単位となるなどの相違がある。この問題については、本稿の趣旨から少し外れるので詳述は避ける。19単位以上の取得を希望するものは許可申請を当該学部の成績・請願委員会に届けなければならない。授業開始の最初の10日間が終了した時点以降で、1以上の単位を放棄して、かつ12単位以下 (標準以下 = under-load) になってしまうフルタイム学生は、当該学部の成績・請願委員会に許可を申請しなければならない。なお、米国の大学の説明でよくフルタイム学生、パートタイム学生という言葉が出てくるが、この違いは学期最初の10日間に履修登録した科目の合計単位の差である。

すなわち：

1 から11単位までがパートタイム学生

12単位以上がフルタイム学生である。

このステータスの違いによって起こる利益・不利益の判断は学生自身の責任に帰する。

パートタイムの身分では、インカレ競技会の出場資格を失う、すなわち母校を代表する権利を与えられないなどの違いが生じてくるので、学生としては慎重に判断しなくてはならない事柄である。

なお、フルタイム学生は、次のことを受ける資格を持つ。

—奨学金受給, 健康保険金受領, インカレ競技会の出場

—キャンパス内宿舎割り当ての優先権

2. 成績システム

2. 1 米国大学における成績システムの特徴

米国大学の成績は、評価が細分化されていて、そのすべてのマークがポイント・バリューというものに換算できることは周知のことであろう。SUNYSB の場合文字マークと呼ばれるAからDのマークのいずれにもプラス, マイナスを付して (除くA+, D-), それにFを加えて, 全部で11段階に分けられている。有名なGPAはこれによって計算される。学校によって多少の差異がある。例えば加州州立大ハイワード校にはD- (0.7ポイント・バリュー) があってSUNYSBより一段階多い。A+がある学校 (SJSU) もある。ただしこの場合ポイント・バリューはAと同じ4.0である。このポイント・バリュー (別掲一覧表参照) は、比較的正確に自己の成績を確認できる点に於いていわゆる素点に近いものと考えて良いものである。又このGPAに関していえば、米国の大学では、単位さえも

らえば進級ないし卒業できるとは限らない。後に述べるように GPA を一定基準以上に維持しなければ除籍処分に至る平均点による規制がある。この点も日本の大学と異なる米国大学の大きな特徴であろう。

岡山大学では現在教員が期末最終評点を素点（満点は100点）で、教務に提出するようになっているものの、学生に対しては、あるいは対外的には優・良・可・不可・認定・修了で通知することになっている。将来は評語をより細分化し、平均点算出・発表することが、学生に明確な認識を持たせるためにも、また日本の大学の国際化、すなわち統一基準化の観点からも望ましいといえる。米国の大学では、不合格ないしはそれに準ずる評語も正式な成績表に記載しているし、履修届けを出して一定期間内に取り消しをしていないものについては容赦なく評点がつく。現実に F マークがついた成績表を筆者は見ている。今後日本でもすべて同様措置になるであろう。（岡山大学の例では、平成13年度より不可マークを付与するようになっているが、成績証明書等対外的なものには記載するに至っていない。）なぜならば米国の大学では平均点算出の際には、分母となる単位合計に不合格及びそれに準ずるものも算入しなければならないからである。逆に日本の大学の成績表は不可の単位数が不明で、国際比較上同じベースではないとの批判がよく聞かれるからである。

次項で米国の大学 SUNYSB の成績システム全体を説明するが、米国の大学の興味ある措置として特に P・N/C マークと Q マークと I マークにつき述べる。

P・N/C マーク

学生に未知の分野、或いはあまり知識を持っていない領域に挑戦してもらいたいという趣旨で設けられているものである。数種の授業に対しては、不本意な結果に終わった場合は GPA 計算から除外できるオプションの権利を学生に与える科目のことである。（既述の通り従来日本の国立大学の成績表は平均点算出の制度もなく、不本意な成績は対外的に発表されないのでこの措置は少なくともこれまでは必要なかったが）P とは合格 Pass の意で、N/C は No Credit（単位なし）の意味である。

Q マーク

学問上の不正を行った学生に対しては Q マークが付される。学問上の不正とは試験の際のいわゆるカンニングとレポート等に際しての剽窃をさす。Q マークを付けられたら、救済措置はあるものの成績表に記載され GPA 上も F 扱いを受けてしまう。他の大学、例えば加州州立大学ハイワード校や同サンノゼ大学の便覧を見る限り、学術上の不正を厳しく戒めてはいるものの SUNYSB の Q マークのように成績表にまで記載するという言及はない。それだけ SUNYSB は綱紀の肅正に熱心で、いかに教育の質向上に意を用いているかがうかがえる。岡山大学の場合学則には、第88条で「本学の規則に違背し、または学生の本分に反する行為があるものは、所定の手続きを経て、学長または学長の委任を受けた学部長が懲戒する。」となっていて、第二項で「懲戒は、訓告、停学及び退学とする。ただし退学は、次の各号の一つに該当するものと限る。一、性行不良で改善の見込みがないと認められたもの。二、正当な理由がなく出席常でないもの。三、本学の秩序を乱し、その他本学学生としての本分に反したものの。」となっている。ただし不正の内容についてここでは具体的な言及はない。経済学部の場合、学部規程第18条4項で、「試験において不正行為をしたものは、学則88条第1項による懲

戒処分を受ける、又、その期に実施する試験のうち、その時間以後の試験の受験資格を失う。」と規定し、履修細則等において「試験心得」として「不正行為が判明した場合には、学則の定めるところにより懲戒する。更にその期において実施する試験科目のうち、その時間以後の受験を認めない。」としている。

I マーク

学生の学習が事情により完全に終わらない場合に、教員の判断でI マークを付与して学習延長が出来る、という措置である。しかし一定の期間に完了しない場合は再履修できない上、不可（F）となり GPA に悪影響を及ぼす厳しい措置を取られる。十分猶予を与えたが結果を出さない場合には、致し方無しという厳しい姿勢である。

2. 2 SUNYSB 成績マークの説明

文字による評価（letter grade）あるいは進捗報告（status report）のいずれかが、授業開始以後2週間を経過してからも履修登録されている科目につき必ず毎学期付与される。

評価文字はAからFまでで、特別な場合はS（satisfactory）が加わる。

評語がついた学期の開始時から1年を経過した場合は、評語の変更は認められない。ただし、その授業担当教員が次の学期に長期休暇であった場合、あるいは次の学期に学生がいかなともしがたい病気になる場合にものみ例外が考慮される。

その期の終了後の試験等により成績の変更は認められない。卒業時に成績表に記載された最終マークは、学士号取得後はいかなるマークにも変更は出来ない。

以下一部繰り返しになるが各マークの詳細を述べる。

A (superior work 優秀)
A-
B+
B (good work 良好)
B-
C+
C (satisfactory 普通, 可)
C-
D+
D (minimum passing work 合格)
F (failing work 不可)
I (incomplete 不完全履修)
NC (no credit 単位なし, オプションあり)
NR (no record 仮・授業完全不参加)
P (pass 合格, オプションあり)
Q (academic dishonesty 学問上の不正, 計算上はF)
R (pending completion of second semester of a year-long course 1年もの授業の中間マーク)
S (satisfactory work 可ないし不合格の2つしか標語の無いコース用, 単位に入るが, GPA に算入せず)
U (unsatisfactory work 不合格, ヌ)
W (withdrawal 履修途中放棄)

合格/単位なし扱い (Pass/No credit Option or P/NC)

下記の制限の範囲内において、学生は公式成績表に記載の一定のコースについて、PないしはN/Cを最終評価として選択する権利（オプション）を持つ。ただしPを取得するためには、その授業でA～Dの成績を取っていること、又NCは同様Fであることが必要である。そしてPもNCもGPAの計算から除外される。学生はこのオプションを電話なら授業が始まって9週目までに、学務部に出頭して申し出る場合には12週まで行使可能である。以下の説明は本制度の意図を反映しているものと思われる。

(a) Pマークの科目は一般教養教育科目の充足要件に使ってはいけない。

(b) 文学士 (B. A.) 理学士 (B. S.) 学位取得要

件120単位中、工学士（B. E.）の場合は128単位中、100単位は、A～Dなどマーク（letter grade という）で及第していなければならない。

- (c) P/NC のオプション行使は公式カレンダーのクラススケジュールにある最後の授業日から数えて14日以前に限定される。この時期を過ぎた場合は、「P/NC へ」の或いは「P/NC から」の変更は認められない。
- (d) 学務部長は担当教員に対しどの学生がこのオプションを行使したかの連絡は行わない。
- (e) 一部のコース、たとえば補習授業（remedial courses）に P/NC オプションはない。その旨はブリテン科目表の科目に記載してあるので注意のこと。

学術上の不正 Q マーク

学問上の不正を行った学生に対してはQマークが付される。Qは成績表に記載される。

GPA 上はFと同じ扱いを受ける。不正初犯者に対しては、不正に焦点を当てた矯正セミナー（単位無し）を満足に修了した場合にのみ、担当教員が決める他の成績マークに変更される場合もある。ただし関連する不正判定委員会（Academic Judiciary Committee）が異なった判定をした場合にはこの限りではない。また一旦取り消されたQマークも再犯発覚時には復活される。

不完全履修 Incomplete (I)

もし学生の意思では支配不能な状態により、コースの完成が期限には終わらない状況がはっきりした場合、学生はその状況を遅滞なく担当教員に申し出る責任がある。担当教員は状況により、I マークを仮に付与することが出来る。これはその学生が所定のコース要件を満たすための時間を猶予されたことを意味する。I を付与した担当教員は新しい期限を設定することを要す。この新期限は春、夏学期にあっては直後の11月1日、秋学期においては直後の3月15日を越えないものとする。

I を付与された学生は、直後の開講時、再度聴講する（auditing）か、再履修（re-registering）して単位取得してはならない。担当教員は必要と認めた場合 I を付与したコースの期限延長を書類をもって学務部長に申請することが出来る。ただしこの期限も次学期の最終講義日を越えてはならない。特段の事情によりさらに延長する場合は当該学部長の認可を受けなければならない。もし決められた、あるいは延長された期限までにコースの完成が出来ない場合は、I/F（不完全履修の後不可）、F（不合格）、NC（単位無し）のいずれかを付与される。I/Fは grade point average（成績平均点いわゆる GPA）およびその他の成績計算上F（不可）として取り扱われる。

記録なし、ないしは授業完全不参加（No record or NR）

履修登録した科目を完遂するか、辞退するかは学生の責任で決めなければならない。担当教官は最終学生名簿に記載されている学生で、一度も出席をしていない学生を発見したら NR のマークをつけることになっている。ほかの理由で NR が付けられることはない。もし出席したにもかかわらず NR を付けられた学生は、担当教員に申し出で、担当教員に適切な成績を付けて該当する専門委員会（Committee on Academic Standing and Appeals）に許可を申請してもらわなければならない。NR は GPA 計算上除外される。

(参考) Grade Point Average (GPA)

A	4.00
A-	3.67
B+	3.33
B	3.00
B-	2.67
C+	2.33
C	2.00
C-	1.67
D+	1.33
D	1.00
F	0.00
Q	0.00

- 先に述べたとおり米国内でも大学によりマークの数や、マーク自体の表記方法に異動があるものの大同小異である。
- GPAを決めるにあたって各グレード(マーク)の点数は左記のとおりである。ただし次のマークはGPA対象外である。(Sは卒業必要単位数としては使用できる)
 - P, NC, NR, R, S, U, W
- 他大学からの成績は本学成績としてのGPAには影響を与えない。
- 補習授業(remedial)の成績は累計GPAに影響を与えない。
- 以下に1学期の成績表実際例とGPA計算を例示する。なおSemはその学期、Cumは入学以来累計の意味。

THE UNIVERSITY AT STONY BROOK • THE UNIVERSITY AT STONY BROOK • THE UNIVERSITY AT STONY BROOK • THE UNIVERSITY AT STONY BROOK •

STATE UNIVERSITY OF NEW YORK AT STONY BROOK
Office of the University Registrar
STONY BROOK, NEW YORK 11794

Name: _____
Student Number: _____
Date of Birth: _____

12/27/

TRANSCRIPT GUIDE PRINTED ON REVERSE
Information from this transcript may not be released to a third party without written consent of the student (Privacy Act of 1974)

**Courses (Undergraduate Terms)

Course		Grd	Cred
Term: FALL	01		
EGL 191	INTRO TO POETRY	B	3.0
ESL 598	ADV ORAL/AURAL	A-	3.0
JPN 475	UNGRAD TEACH PRAC I	S	3.0
LIN 375	TESOL PEDAGOGY	A-	3.0
LIN 449	FIELD EXP GRDS N-12	S	1.0
MUS 119	ELEMENTS OF MUSIC	NR	3.0
PEC 133	AEROBIC DANCING	W	
Sem GPA: 3.45	Sem Credits Earned:	13.0	
Cum GPA: 3.45	Cum Credits Earned:	13.0	

..... (End of Academic Record)

加重点 (Quality Point) = 成績評価点 (Point Value) x 科目単位数 (Course Credit)			
《計算例》			
成績マーク (Grade)	Point Value	Course Credit	Quality Point
B	3.00	3	9.00
A-	3.67	3	11.01
S	-	(3)	-
A-	3.67	3	11.01
S	-	(1)	-
NR	-	-	-
W	-	-	-
GPA 計算上の計		9 (a)	31.02 (b)
単位取得予定単位数合計 (Total Credit Attempted) = 9			
加重点計 (Total Quality Points) = 31.02			
GPA = 加重点計 ÷ 単位取得予定単位数合計 b/a = 3.447 ≈ <u>3.45</u>			
取得単位数はSのものも入れて13単位			

2. 3 成績あるいは GPA に関する警告システム及び支援・指導体制

日本の国立大学と異なる点の一つは、以下に述べる学業不良者に対する支援体制の充実、種々の段階を踏む警告制度であろう。

すなわち入学以来の累計の GPA 平均が2.0を下回った場合は、まず及第生リストからはずされる。これは直ちに除籍されることを意味しないが、当該学生は、保護観察下 (on probation) に置かれる。そして学術指導教員 (academic advisor) に面談することが義務となり、履修計画を作成し学術指導教員の承認がなければ履修届が出せなくなるという厳しいものである。もちろん次の学期になっても累計2.0以下であった場合は直ちに除籍となる。このように米国の大学では種々のウォーニング・ステップがあり、諸手続きも明確な定義があり、それに反する行為をした場合には自動的に「除籍」という厳しい対応をしていることが分かる。

岡山大学学則では、平成15年4月1日から初めて、第68条第2項で「学部長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、退学を勧告することが出来る」こととなった。これは学業不振対策の一環として一歩前進と評価されよう。しかし不振の定義については公表されておらず、退学はあくまでも「勧告」にとどまっている点やや迫力に欠ける嫌いがある。

また第70条の除籍の項をみると第二項で学力不振につき「疾病、学力劣等及びその他の事由により成業の見込みがないと認められたものは、学部長の申し出により学長が除籍すると」と触れているに過ぎない。

米国では、事前に学業不振の基準と改善の手続きを公表し、十分な警告、指導などの学生保全措置の順序を踏んで GPA が一定以上に改善されない場合は自動的に除籍処分になるという厳しい規則で運営されているのである。

2. 4 SUNYSB を例とした米国大学における諸段階にわたる学業不振対策

詳細は下記の通りである。他の大学においても同様措置が取られている。

及第名簿 (Academic Standing)

すべて学生は累計 GPA を2.0以上に維持しなければ及第名簿には載らない。ただし例外として1年生1学期は全員記載される。この名簿は毎年春学期の終わりに改定される (年1回の更新)。ただし1年生及び保護観察下にある学生については毎学期末に見直しを受ける。

学業支援及び保全措置 (Academic Support and Retention)

SUNYSB は学業上困難に遭遇している、或いはその恐れがある学生に対し支援の手を差し伸べるよう努めている。次の学生保全措置はそのような学生を発見しかつ、その学生に支援を与えるべく設置されている。(後述の相談・指導の項参照)

学業不振警告 (Academic Warning)

それまでは及第していたが、ある学期 (その1学期) の GPA が2.0未満に落ちた学生には、警告書が発給されると共に、アドバイザーに相談するよう強く求められる (encouraged)。

一年生一学期の GPA が2.0を下回った学生には警告書が出されると共に、学術指導教員に相談し次

学期の履修計画、学習計画に承認の署名をしてもらわなければならない。一年生に限らず、学期成績が不成績（GPAが2.0以下）で、それが2学期連続した場合も警告書が出され、学術指導教員に相談することが義務づけられる。

保護観察処分（on probation）

累計 GPA が2.0を下回った学生は保護観察下に置かれ、学術指導教員に相談し次学期の学習計画につき承認を得なければならない。

停学処分（Suspension）

保護観察処分中の学生が次の学期も及第名簿に載ることが出来なかった場合、停学処分となる。復学を希望する学生は、請願用紙に記入し該当する学部の専門委員会（Committee on Academic Standing and Appeals）に請願することが出来る。

復学を許された学生の身分は保護観察処分中と不変である。復学には条件が付される場合が多い。基本的条件としては、復学後の2個学期以内に累計 GPA を2.0以上にすることが義務づけられる。

除籍処分（Dismissal）

上記の学業不振警告、保護観察処分、停学処分に該当し、指示事項に従わなかったり、条件を充足しなかった場合には除籍処分となる。例えば学術指導教員に相談しなかったり、規定の GPA 改善が出来なかった場合がこれにあたる。

3. 学生相談・指導

3. 1 米国大学における学生相談・指導の内容

米国大学における相談・指導の充実はいずれの記述でも十分うかがわれるが、これに焦点を当て考察してみる。

まず入学すると日本の大学でもそうであるようにオリエンテーションがどの米国大学でも催される。大学によって呼び名は異なり SUNYSB ではプライム・タイムと呼ばれる。加州州立サンノゼ大では、新入生オリエンテーションと呼ばれ、いずれにも校内ツアー、研修会（ワークショップ）、学部教員・職員との交流会、在学生主催による質疑応答会などの多数イベントが用意される。

大学内の常設サービスとしての相談・指導機能で主なものを挙げると次のようになる。

- 学術指導教員（academic advisor）は、各学科（ある場合はコース）に所属し、学生のコース選択や課程（コース）の必要履修条件の指導あるいは専攻の選択の指導に与かる。特に学生は入学した最初の学期に学術指導教員に面談することを強く要請されている。工学系学科や物理学科など毎学期学術指導教員面接が必須となっている学科もある。専攻につき指導が欲しい学生は当該学科所属の専攻専門相談教員（major advisor）が相談に乗る。このほか学習計画指導、学部生に対する一般教育指導、締め切り後の履修登録追加・履修辞退の相談などを極めて具体的なものも含まれている。
- 生活上の相談のためには相談室（counseling services）が設けられている。ここでは専門的訓練を受けた指導員が常時つめており、個人的な秘密保持を要する相談に応じている。現代学生はありとあ

らゆるストレスに直面しており、またその対応にも多くの方法と専門知識が必要とされている。一般に相談室の個人的な生活上の相談、修学上の相談、危機管理上の相談、専門医への紹介、教育実習生、インターン学生の訓練は在籍生に限り無料で応じている。

- 個人的な生活相談ではうつ状態や不安からの解放の手助けをし、それらに対抗する日常の訓練、決断力の養成、対人関係対処法養成などまで相談に応じている。必要となれば守秘を原則に心理学者、ソーシャル・ワーカー、既婚者専門療法師（セラピスト）なども紹介することとなっている。
- 既に述べた学術相談と個人相談の中間に位置する教育相談（educational counseling）も相談室で受けられる。専攻の選択や必要履修単位の相談の以前に、大学の雰囲気になじめない、学習意欲が起これないなどの問題を抱える学生は多い。学習の方法が間違っていたり、単なる自信の欠如という場合も多い。このような場合相談員に話すことや、自分の信念が間違っていないことを確認してもらうなど、ちょっとしたきっかけだけで改善することがある。この相談は1対1で数回に分けて個室で話し合う方法がとられている。
- 健康開発センター（Health Services）では一般診療、特殊治療（アレルギー科、皮膚科、整形外科など）を行っている。
- 法律相談所では交通事故にあったとき、職場で不当な扱いを受けた場合など専門弁護士に無料相談を受けることが出来る。（しかし面談は15分に限られ、更に必要な場合は外部の市中の弁護士に紹介される。）
- 又日本では見受けられない指導制度としては専門家予備軍とも言うべきプレプロフェッショナル・アドバイス制度がある。詳細は別に譲るがpre-lawとかpre-dentalとか呼ばれるように、例えば将来法律家を目指す学生や歯科医を目指す歯学生が、既にその職業についている先輩や学部の教員などから指導を受ける制度で米国の大学では一般的なようである。かなり専門的な指導が期待できる。学部より大学院に進むときこの委員会からの推薦も有効なものとなっている。
- 転入生には学生サービスセンターで専門の相談部門がある。
- チューター制度

学生の学習能力を最大限に発揮させるため学習支援センターが充実している。全学生は無料で次の支援がうけられる。

すなわち科目毎にチューターにつくことができる。授業で課されるエッセイや小論文の書き方の指導を受ける。内容は文法に始まり語彙、構成にいたるまで指導が受けられる。さらに英語に問題のある留学生のために初歩段階のライティング・センター（writing center）というものがある。ここでは普通の授業で担当教員が英語に問題のある学生を発見し、その学生を送りこんで来るものである。その学生にはチューターが1対1で、あるいは小グループに分けて英語の面倒を見てやるサービスである。数学の場合も初級から上級にいたるチュータリングが用意されている。日本においては、大学での高校課程の復習や親切な先輩に頼っている基礎学力の向上が、米国ではこのようにチューター制度で行われているのである。（岡山大学でも留学生に対する日本語のチューター制度はある。）

3. 2 日本の国立大学の場合

もちろん日本の国立大学でも相談・指導の重要性は十分認識はされており、学習上、一身上などの全般的問題について、定められた指導教員（担任教員・演習担当教員）が生活相談に応ずることになっている。また各教員はオフィスアワーを設けなければならず、そこで勉学に関する相談に応ずるので、学生に積極的に活用するよう呼びかけている。更に学生相談室が設置されており、学生の修学上、または日常生活上の個人的諸問題につき指導助言を行って人間形成を促すことを目的としている。（経済学部便覧2003 P.91）

ただ英作文の書き方のチューター制度から履修指導・履修計画承認のシステムまでというようにありとあらゆる問題に対し、広範にして十分な体制を恒常的に完備しておく米国の制度のほうが資料から見る限り一歩進んでいるように思える。

3. 3 米国大学における学生相談・指導のプロセス

(a)米国の学生相談・指導の実態

米国における学術上の学生相談・指導は、学生の履修コースを決めるために、本人の人生の目的、職業上の希望を探すことから始まる。そして学術指導教員は学生に適當する履修選択・履修計画を選ぶ手助けをする。学術指導教員は学生の知的な好みをはっきりさせ、学生の興味や能力を将来の学業や人生設計に結びつける支援をし、学生がSUNYSBの広範な教育システムに適應できるよう支援する。例えば講義、ティーム・ティーチング、実験による教育を説明する。前にも述べたように大学の規則、適格要件、諸種の締切期限は学生が責任を持って理解し、遵守するのだが、学術指導教員も理解の手助けをする。学術指導教員は学則・履修細則を説明し、学生が科目を選択し、彼らが学習方針を計画し、主専攻・副専攻を決めるのを手伝う。大学の学則・細則を説明し、必要な場合は例外としての免除を申請するのを指導する。学生は学術指導教員にeメールで相談することも出来る。夜間学生にも夜間対応する体制が出来ている。学術相談教員は新入生オリエンテーションを主催する。ただし主専攻・副専攻については、その当該学部所属の専攻専門指導員（major advisor）だけが公式に必要履修科目等をアドバイスできることになっている。

転入生事務局は、転入生に最初の一学期種々アドバイスをすると共に、他大学より送られてきた単位につき一般教育科目としての適格性を審査する。本学に入学後他大学の単位を取ろうとする学生は、自分の科目選択につき転入生事務局と相談することを義務付けられている。

既に述べたとおり毎年11月と4月、丁度次学期の履修を決める時期に、各学部は特に相談のために時間を設け自己の学部のプログラムにつき説明するイベントを開催する。この機会に学生が自由に学部教員と話し、自分がとりたい科目の説明や主・副専攻のための必要科目を聞き、将来の職業選択上その分野が適・不適かをも相談できることになっている。

(b)学生の興味ある分野の選択

新入生は、入学の時に専攻が決められているものを除き、教養課程（General Program=GEN）履修生に分類される。新入生は出来れば自分の興味がある分野をいくつか申告することを期待されてい

る。これは強制ではないので学術指導教員の署名も必要ではない。SUNYSB の場合は「専攻申告書」という用紙があって、これは公式な専攻申請、副専攻申請、主副専攻の追加、変更にも使うことができる。希望分野が決まかねている新生は1年の終わりまで、教養課程にすることが出来る。いったん希望分野を決めても変更は可能である。正式に希望分野を宣言した学生は優先権を獲得するが、定員がある分野では席を確保できない場合がある。奨学金を申請する場合、検討の対象になるためには希望分野を宣言していることが必要である。

専攻の選択及び変更につき、ここでは SUNYSB の文理学部を例に検証してみる。

文理学部の専攻は専攻申告書によって決定するが、いかなる専攻にも学部の学術指導教員の署名がある。専攻の決定は遅くとも第2学年の履修登録が始まる前になされなければならない。転入生で2, 3, 4年に編入を許可されたものは最初の学期中に専攻を決定する必要がある。各学科は学生にその学科における履修コースと専攻のアドバイスをし、署名して専攻を許可する。署名を貰った専攻申告書は手続きのため学務部に提出する。新転入生は願書に書いた専攻が、その当該学部・学科で正しく登録されているか、最初の学期の始まりに確かめなくてはならない。一旦決定した専攻でも卒業までにいつでも変更できる。変更しようとする学生は希望先学科所属の学術指導教員に相談をし、専攻決定書にその教員の署名を貰い、手続きのために学務部に提出する必要がある。ここに顕著に見られることは、すべての専攻の決定や変更には学部の、そして学科の学術指導教員の署名を必要としていることであろう。

(c) 副専攻の決定

学生は必ずしも副専攻を希望し、また修了する必要はないとされているが、多くの副専攻が主専攻ほどではなくても専門性を身に付けたいと言う学生のために用意されている。副専攻は18単位から24単位の間(内9単位以上は上級科目であることを要す)で、指定された一連のコースを履修することによって取得可能である。しかし学士号は授与されない。副専攻は学科単位でも可能である。更にもろいろな分野にまたがる副専攻もあるので、承認されたプログラム一覧表によって学生はチェックする。副専攻の決定にも副専攻コーディネーターないしは学科長の署名が必要である。学生は三つまで副専攻を成績書に記載してもらうことが可能とされている。

4. 優等生制度 (Academic honors)

4. 1 米国の大学の優等生制度と日本の国立大学

以下に引用するものは部分的な SUNYSB の優等生規定である。これらを読めば、成績の優秀性を基準とし、各種の栄誉を大学挙げて多数設定していることが分かる。日本において成績第一主義は円満な人間性をゆがめるものとして長らく敬遠されてきた。昨今に至り才能に恵まれたものにとっては、結果平等主義は逆差別を意味するという考えも勢いを得ている。小・中・高生はいざ知らず、少なくとも既に利害得失を弁別できるようになったと看做され、かつ志願して入学している高等教育機関の学生に対しては、成績第一主義は当然と考えるべきである。少なくとも米国においてはそう考え

られているということが分かる。米国ではもちろん social activity やスポーツに対する学生の積極的参加も高い評価を受け、高校から学部に入る際には、学生協会の president をしていたとか、インターハイで優勝したとかが大いに評価されるが、大学に入学後は SUNYSB の優等生選考基準を見る限りそれを勘案する条項はみられず、やはり成績第一主義であるといえる。

4. 2 米国大学の優等生 (Academic honors) 制度の概要

米国の大学でも優等生の選考は大学が一方向的に成績記録で行う。原文で希望者は募らない、とわざわざ断っているのは、米国の場合、外部に優等生協会が多数あり、いくつかは選考の前に希望者を募っているのがこのような言い方がされるのである。この外部優等生協会への入会は大学としても大いに勧奨している。SUNYSB には奨学金及び褒賞規定があり、それに記載の褒賞のほかに、優等生協会入会も学生の優秀な学業成績を顕彰するものとして認められている。

ファイ・ベータ・カップ

これは米国で最も古い優等生協会であり、教育上の自由な理想を振興することと批判的な探求の奨励を目的としている。入会は幹部の選挙により行われ、判断基準は研究した学問の広さとバランスと優れた成績である。新入会者の数は制限されている。特に3年生の数は制限されており、1年間の加入者のわずかな部分を占めるに過ぎない。最近の傾向では入会基準（累計 GPA）は4年生で3.6以上、3年生は3.8以上である。

シグマ・ベータ

SUNYSB 学内の優等生協会である。本会は学術水準の向上と大学への奉仕を目的としている。入会資格は80単位以下の単位取得で直近秋学期の修了時点で累計 GPA が3.5のフルタイム学生であることである。これは大学ディーンズ・リスト（優等生名簿）の選考基準と同じである。

シグマ・ザイ

純正・応用科学の成果に対する全国優等生組織である。入会は大学在学中で、研究において将来正会員になれる特段の才能を示したものにつき教員に指名されたもので、この場合準会員に選出される。

その他多数の優等生組織がある。SUNYSB では他に学科別に15の優等生組織を持っている。

4. 3 優等生名簿 (Dean's List)

米国の大学であるならば、ほとんど総てが優等生名簿 (Dean's List) という優等生制度を持っている。これは毎学期、各学部の学部長が優等生名簿を作成し学期の終わりに発表して優等生を顕彰する。選考基準は、フルタイム優等生は各学部の成績上位約20%のものとする。優等生は A, B, C, D (以上 letter grade), そして S マークの単位を計12単位以上取る必要があり、同時に I, U, NR, NC, F, そして Q マークがないことを要する。P マークは文字評価 (letter grade) には含まれない。

パートタイム優等生は、文字評価を6単位以上（この場合 S と P は含まれない。）

当該学期 PGA のカットオフライン(脚きり点)は4年生3.40, 3年生3.30, 2年生3.20, 1年生3.10

となっている。

4. 4 特別優等生プログラム (The honors college)

将来、ある研究分野の研究者になりたい優秀な学生には、さらにその才能を伸ばすため4年間の特別優等生プログラムというものが開設されている。参加が許される学生はごく限られており、一年生は高校時代の成績がきわめて優秀な者、2、3年生についても同様な基準で参加が許される。参加が認められたら、指定された特別のカリキュラムを一定以上履修しなければならない。しかし参加を許されたものには種々の特典があり、特別の会館 (The honors lounge) の使用が許される。ここには集会室、コンピュータ設備、学習室、図書室が完備しており、研修会・討論会・社交的な会合も催される。寮も特別なものに優先的に入ることが出来る。

(注) 渡邊哲光著『アメリカの大学事情』2000東海大学出版会によれば、これを英才学部と呼び、高校卒業席次上位10%、奨学金を受けていたものが参加していること、在学中はGPA3.0以上の維持と、学術雑誌に投稿・出版できるレベルの上級論文 (Senior thesis) を書くことが義務づけられていると述べている。。但し一流企業への就職も少なくないよし。

4. 5 優等学位

SUNYSB の場合、文学、理学、工学の各学士候補者のうち、SUNYSB (他大学ではなく) の単位を55単位以上取り (除くチャレンジ単位) かつ下記の必要な累計 GPA を取っているものに優等学士号が授ける。優等学位には次の3段階がある。

summa cum laude, 上位2%以上, 必要 GPA 3.85

magna cum laude, 上位7%以上, 必要 GPA 3.70

cum laude, 上位15%以上, 必要 GPA 3.50

優等の事実は証書に記載の上、永久保存の学校記録簿に記載される。

なおちなみに岡山大学の場合学部生に対しては、学位記受領総代各学部1名計13名、他に冠賞一賞14名 (いずれもH.14年度) である。

4. 6 奨学金制度

奨学金 (学費援助 financial aid) と学業奨励金 (scholarship) の充実が米国大学の特徴の一つである。

学費の全額を親・親戚などに依存している学生はほとんどいない。例えば一流4年制私立大学では学生の6~7割が、州立大学ではそれよりやや下回る率で学部学生が学費援助を受けている。州立サウスカロライナ大学を例に採ると、学費援助奨学金には貸与が教育省 (合衆国政府) を含め15種類ある。助成金は3種類、学業奨励金は400種類以上にのぼる (以上渡部哲光2000)

SUNYSB の場合は学内所属学業援助奨学金 (学長奨学金、工学部グラマン・ノースロップ記念奨学金など) に限れば上記同様の15種類、加州州立サンノゼ大の場合はブリティン記載の学内・学外各種学業奨励金は約500種類の多きに上っている。米国の大学では奨学金・奨励金を貰うことは経済上

の利益以上に、その学生の優秀性を示すものとして尊重されるので大きな意味を持っているのである。米国の奨学金の豊富さを見聞するにつけ、日本の大学あるいは日本人の教育に対する考えを反省させられる。

5. 学生と教員の責任

5. 1 学生の責任

SUNYSB では、学部生としての最低の責任として、5つのことを求めている。

(a)まず、学生は自己の教育につき責任を負うことにより、学術的、社会的、そして将来の職業上の、目的達成を充実したものにする責任がある。そして自己の学問上の選択に責任を持つことを期待されている。その責任を全うさせるために大学としては、学生を支援するための学問上の助言、職業選択上のサービスを十分提供できるように努力をする、と明示している。ただその際くどいように、大学の公式出版物、すなわちブリテン、ハンドブック、授業時間割などに記載されている規則、手続き、遵守条件、提出期限等につき、熟読し、理解し、それに従うことは、学生自身の責任であると繰り返している。

(b)教室において学生は、

- －他に特段の取り決めがある場合を除き、授業には定期的に必ず出席すること。
- －決められた時刻に授業に到着し、終了を待って退席すること。
- －適時にクラス討議や活動に参加すること。(class contribution の重視)
- －学習環境に悪影響を及ぼさぬように教室内では行動に注意すること。

を求められている。Class contribution 重視は米国教育の特色の1つであるが、日本の国立大学でこれを学生の最低の責任とした学則、履修細則等を少なくとも筆者はまだ見たことがない。

(c)授業に関して学生は、

- －授業のシラバスを必ず受け取ること。
- －講義に関する学習に努め、すべての試験を受けること。
- －シラバスと試験日程に何らかの疑問を持った場合は遅滞なく担当教官に申し出ること。
- －授業の学習遂行上困難を感じたら担当教官に遅滞なく報告すること。
- －公平に、良く考えて授業評価書(course evaluation)を作成すること。

を求められている。

分かりきったこと、例えば上記の「授業には定期的に必ず出席すること」「学習に努め、すべての試験を受けること」は分かりきったこととし、明記しないのが日本では普通とされているが、それが良いことなのかどうか筆者には疑問の残るところである。例えば日本の国立大学では教養教育科目履修の手引きの試験の項で、「履修している授業科目への出席日数が、授業時間の3分の2未満の場合は、単位が与えられない…」としている。まさか3分の1は欠席していいといっているわけではないと思うが、前提として、米国の大学のように原則全出席をはっきり学生の責任として明記する方が、大学の強い意志の表明としてよい効果を生むのではないかと思料する。(岡山大学2003年教養教育科

目履修の手引き P.16。同大経済学部便覧所載の細則，学則等には出席義務も欠席限度記載もない。）

(d) 学術進捗状況把握義務

学生は自身の学術上の進歩を毎学期自分で積極的に評価すべきであるとし，自分の卒業要件充足までの計画をしっかり把握するよう求められている。すなわち，

- －学部生便覧及び付属書に記載された大学の学術上の方針と手続きを熟読すること。
- －大学全体や，選択した専攻，副専攻に関する，学部や学科などの基本的な卒業要件を十分理解し，事前に十分計画を練ること。
- －すべての他大学で取得した単位が先方大学から SUNYSB に届いていることを確認し，審査のために正しい部局（*）に届いていることを確認のこと。（*入学／転入審査部 Admission and Undergraduate Transfer Office），などである。

(e) 学部，教員，同僚学生との協力

学生は次のことを期待されている。

- －学生は学問に対する誠実さを学びその原則に忠実であること。
- －教員・同僚学生に対し敬意を払い礼儀を正しくすること。
- －大学のセクハラに対する方針をよく理解し遵守すること。又，教員と学生間の相互理解に関する大学方針を理解し遵守すること。
- －その他の教室の内外における行動については所定の学生行動規範（Student Conduct Code）に照らし行動のこと，などである。

5. 2 教員の責任

学生に責任の遂行を要求し，厳しい学業努力を要求する上は，教員サイドの規律の遵守，学生の要望に対する支援体制の充実が求められているのは当然である。

まず，教員の教育上の最低限の責任は下記の通りである。ただし本責任は米国では一般的な授業補助員（Teaching Assistants）も対象であり遵守を要求されている。

(a) 教室内及び会議における責任

- －教員は定められた時間と場所において定期的かつ時刻どおりに授業をしなければならない。
- －教員は最低週3回オフィスアワーを設けなければならない，その時間帯はより多くの学生が来室出来るようなものにする必要がある。
- －オフィスアワーに来ることが出来ない学生のために，所定時間帯以外にも学生の求めに応じ相談を受ける必要がある。

(b) 授業の目的規定と出席資格

- －教員は学部便覧に記載の授業の目的規定と出席資格につき厳格に運営すること。
- －シラバスは文書とし，明確に内容，目的，受講条件を記載し，授業開始時には学生に配布し，履修検討期間中に学生が検討できるようにし，学部事務室に備え付けなければならない。なおシラバスには Americans with Disabilities Act に関する学長声明と試験日，試験時刻，追試験についての方

針，オフィスアワー，成績評価の基本方針も記載されていなければならない。

(c) 学生の学業評価

－評語，評価の基準の公開，成績改善のための助言も明らかにされなければならない。

(d) 教員の専門的態度と学生との協力

－教員はすべての学問上の不正容疑行為につき，審査委員会或いは成績・請願委員会に報告しなければならない。個人の裁量で見逃してはならない。

－教員は授業及び助言をなす際，常に大学を代表していることを忘れてはならない。

－教員は大学セクハラ防止規定に違反してはならない。

－教員は大学が定めた教員－学生関係の客観性と高潔性を汚すような馴れ合いの関係を禁止した規則を遵守すること。例示すれば，恋愛，性的，金銭関係のことである。

－教員は学生の試験や宿題の内容，最終成績につき秘密を厳守すること。

5. 3 不正防止の取り扱い

既にQマークにつき述べた際に米国の大学の不正防止に対する基本的態度を述べた。

SUNYSB の場合更に便覧上 1 項目を費やして不正防止に対する考えと対策を述べている。すなわち，学問上の不正防止はすべての学術的及び知的作業の基本である，と極めて重視する旨の方針を明らかにしている。そのために SUNYSB はあらゆる形の学問上の不正防止策を講じている。各学部には不正審判委員会を設置し，各学部の個々のケースにつき不正防止及び処罰のガイドライン作成の厳しい責任を負わせ，また審判に当たっては各学部不正審判委員会に対し，その学部提供の授業における不正につき決定権を与えている。不正審判委員会はその不正が十分に深刻であると判断した場合，専門家養成委員会とでも言うべき pre-professional committees に事実を報告する裁量を与えられている。

pre-professional committee とは法律家，医者，歯科医等々の専門的職業に将来就こうとする学部生が大学院に進学する際推薦を貰うことも出来る委員会で，この不正通告は将来の職業選択に重大な影響を及ぼすものと考えられている。

米国の大学で言う学術上の違法行為とは：

(a) 虚偽の内容や不正に手を加えられたものを，あるいは盗作を發表すること，その他学術上の成果を發表する方法が著しく学会通念に反するもの，

(b) 不正容疑或いは不正行為につき摘発の為の連絡或いは情報提供をした人，あるいは善意で行動した人に報復を加えること。ただしこの定義は資料の解釈ないしは判断に際しての善意の錯誤ないし意見の相違については適用されない。

一方，米国の大学において，履修上あるいは学問上の情報公開が積極的に行われており，不幸争いになった場合の公開審理，発言機会の確保が図られている。

5. 4 学業遂行上の学生の異議申し立て

学生の成績・評価・その他の単位取得前提要件などもろもろの学業遂行上の事案につき、教員の判断に根拠がないとか、気まぐれであるとか、悪意があるとか、その他不適切であると学生が感じた場合は、審判委員会、成績評価委員会など該当する委員会がこれを審理する。多くの場合このような異議申し立ては学生が教員を相手取って起こすが、上記委員会は学生以外の学校構成員の異議も審理する。又委員会は明らかに学術上の規範から逸脱している罪過についてのみ判断をする。例えば成績については教員の知的判断についての意見の相違については容喙しない。学生は異議を申し立てる前に他の手段を尽くして、例えば教員と学部評価委員長とよく話し合った後、それでも不服な場合委員会に訴えることが出来る。学生は文書で不満な点とそれを立証すると思う関連資料を添えて、その事実が起こってから1か月以内に委員会に申し出ることになっている。

6. 大学の社会的責任

米国大学の社会との調和努力を、SUNYSBを例としてみることにする。

(a) 教育記録の取り扱い

家庭教育権法とプライバシー法により学生は現在・過去の自己の教育記録を閲覧できる。又学生は教育記録に関する質問をするための聴聞会を開く権利がある。法的に已むを得ざる場合以外、大学は事前の文書による学生の同意なき場合、個人情報につき教育記録から漏洩してはならない。ただし法的例外はこの限りではない。

(b) 宗教上の差別禁止

宗教上の理由で、ある特定の日に欠席しなければならない学生については、SUNYSBの場合NY州教育法224-aにより保護される。

すなわち高等教育機関は、宗教上の理由で欠席した学生に対し、代替の授業、追試、学習、を受ける権利があることを文書で知らせなくてはならないことになっている。

(c) 人権にかかわる調査研究

SUNYSBの場合その構成員が校内・校外で人権にかかわる調査・実験をするときは、開始以前に校内にある人権関連研究委員会の承認を受けなければならない。これにはアンケート、口頭、文書などによる個人情報の収集を含むものとしている。よく学部生が実験対象になるが、対象者はその実験が上記委員会の承認を得ていることの確認が必要である。州立大学では方針として学生を人権にかかわる調査の対象(標本)として使用するのを禁止している。もし実施する場合にはインフォームド・コンセントを文書で徴求することを条件としている。

(d) 安全性を考慮しなければならない調査研究

危険な調査研究を開始するときにも学内委員会の承認を要することとしている。

たとえば次のようなものを使用する実験である。

放射能(電離放射能)を発生する物質や機器の使用、生物学上ないしは化学上の障害を引き起こす遺伝子組み換え物質の技術ないしは活動の使用などである。

(e)動物を使用する実験

脊椎動物を使ういかなる実験も、動物の発注前ないしは実験の開始以前に実験動物愛護委員会の事前承認を受けなければならないとしている。

結 論

本稿では、米国大学のブリティンやその他の資料を研究することにより、その特徴と背景を考察し、日本の大学、特に国立大学のそれと若干の比較を試みた。

米国の大学では高等教育のユニバーサル化を踏まえ、常に学生がすべての判断の第一義的な責任者であることを明示的に強調しつつも、学生により良いサービスを提供しようとしている。これに比し、日本の大学は、明治以来長い間大学生は完全な大人として遇され、そうすることが大学関係者の矜持でもあった。いわゆるエリート型高等教育の残滓を引きずった形で学生に対する姿勢が現在でも残っている。授業に原則すべて出席する義務は、日本の大学では大人の常識として明示されないが、米国の大学では、文章で明記される。また、学生便覧一つとっても米国のそれは詳細であるのに比べ、日本では徐々に良くなりつつあるものの、まだ規則の羅列の面が強く学生にとっては説明的ではない。(SUNYSBのブリティンは全学部生を対象に、短い履修科目の説明も含んでいるが372ページの大部である)

米国の大学では、学生の独立尊重とは矛盾する形で、大学が学生、特に学術上問題のある学生に可能な限りの支援をコミットしており、それを実施する制度も完備させている。すなわち、米国の大学の相談・指導体制は生活上の相談は言うに及ばず、学術上の指導に重点を置いている。十分な数の学術指導教員(Academic Advisor)が学生修学のすべての節目節目に関与するなど体制が充実している。修学上のアドバイス体制がしっかりしているから、いわゆる成績不良者に対する処分も明確であり容赦がない。十分なアドバイスを受けられなかったと、学生に不満を言わせない体制を整えているのである。

一方、成績優秀者に対する名誉の与え方も日本では考えられないほど手厚いものである。成績のみを重視してはいけないという建前が長い間信じられている日本では当面米国式優等生顕彰は浸透しないであろう。優秀者は顕彰して更なるインセンティブを与え、その反面大学の教育に応えない者には十分警告と指導を行い、それでも見込みのないものには厳しく(むしろ自動的に)対処するという方針が徹底している。奨学金制度も日本では想像を超えるくらい充実しており、経済的な意味以上に成績優秀者の証明として機能している。

そもそも入学式というものがない米国の大学では、卒業することに大きな意味がある。また4年間卒業率が高くないというのは米国の大学では別に恥ずかしいことではない。(渡部2000によれば、サウスカロライナ州立大学では同年入学者の4年卒業率は35%、5年になれば57%に上昇する。)成績や不正に関し学生に寛大に対処し卒業させるより、力のある卒業生を世に送り出し、その力を世に認めさせることが、自分の大学の評価を中長期的には高めると米国の大学は考えている証拠で、その便覧を読んだだけでもそれは窺い知ることが出来るのである。

ある書物によると現在アメリカには1,500以上の4年制大学がある。(短大を入れると約3,000校) その中での激しい競争に生き残るための選択が上記方針なのであり、今後の我々にも大いに参考になるのではなかろうか。

大学生の学力低下が嘆かれるようになって久しいが、大学入学者が急増し高等教育が一部エリートのものでなくなった現実を素直に受け入れ、今後は大学生の実力に合わせた分かりやすくかつ広範な情報を提供し、質量共に充実した支援のサービスを提供していかなければならないということである。

日本の高等教育はエリート型からマス型へ移行済みで、今ユニバーサル型への移行を開始しようとしている、といわれている。万人の義務と化した高等教育、社会との境界もはっきりしない、一時休学などが当たり前の高等教育に向けて、大学がどのような方針と決まりで動いているかを学生はもとよりすべての人に公開したうえで、大学教育を受ける意欲をもつ学生のみを世に送り出すというのが今後の高等教育機関のあり方ではなかろうか。

以上

(付録) 授業時間表

次の表は SUNYSB の Class Schedule 所載の Course Offering (Listing とも言う) 例示である。

DEPT	CRS	DEC/SK	Course Title	Cls#	Comp	SCT	Days	Time	BLDG	Room	Instructor
ECO	108		Introduction to Economics Credits: 4	6775	REC	R16	W	02:15-03:10PM	TBA	TBA	TBA
				6776	REC	R17	W	02:15-03:10PM	TBA	TBA	TBA
				6777	REC	R18	W	11:35-12:30PM	TBA	TBA	TBA
				6778	REC	R19	W	10:30-11:25AM	TBA	TBA	TBA
				6781	REC	R20	W	11:35-12:30PM	TBA	TBA	TBA
ECO	303	F	Intermed Microeconomic Theory Credits: 4 Prerequisites: ECO 107 or 108 or 109; C or higher in MAT 122 or MAT 123 or AMS 151 or placement level 4 on the mathematics placement examination Note: Some seats reserved for ECO majors.								
					LEC	01	MWF	09:25-10:20AM	S B UNION	236	Serfes,K
				3645	REC	R01	F	10:30-11:25AM	TBA	TBA	TBA
				3646	REC	R02	F	11:35-12:30PM	TBA	TBA	TBA
					LEC	02	MW	05:30-06:50PM	OLD CHEM	144	TBA
				3647	REC	R03	W	09:25-10:20AM	TBA	TBA	TBA
				3648	REC	R04	W	08:20-09:15AM	TBA	TBA	TBA
					LEC	03	TUTH	02:20-03:40PM	HARRIMAN HLL	112	TBA
				3649	REC	R05	TH	09:50-10:45AM	TBA	TBA	TBA
				3650	REC	R06	TH	11:20-12:15PM	TBA	TBA	TBA
ECO	305	F	Intermed Macroeconomic Theory Credits: 4 Prerequisites: ECO 107 or 108 or 109; C or higher in MAT 122 or MAT 123 or AMS 151 or placement level 4 on the mathematics placement examination Note: Some seats reserved for ECO majors.								
					LEC	01	TUTH	09:50-11:10AM	S B UNION	236	Hool,R
				3653	REC	R01	TU	02:20-03:15PM	TBA	TBA	TBA
				3654	REC	R02	TU	11:20-12:15PM	TBA	TBA	TBA
					LEC	02	MWF	10:30-11:25AM	PHYSICS	P118	Carceles-Poveda,E
				3655	REC	R03	W	09:25-10:20AM	TBA	TBA	TBA
				3656	REC	R04	W	08:20-09:15AM	TBA	TBA	TBA
ECO	320		Mathematical Statistics Credits: 4 Prerequisites: ECO 107 or 108 or 109; C or higher in MAT 122 or MAT 123 or AMS 151 or placement level 4 on the mathematics placement examination								
					LEC	01	MF	12:40-02:00PM	S B UNION	236	TBA
				3658	REC	R01	F	10:30-11:25AM	TBA	TBA	TBA
				3659	REC	R02	F	11:35-12:30PM	TBA	TBA	TBA
ECO	325		International Economics Credits: 3 Prerequisite: ECO 303								
				3660	LEC	01	MF	12:40-02:00PM	HARRIMAN HLL	116	Carceles-Poveda,E
ECO	326		Industrial Organization Credits: 3 Prerequisite: ECO 303								
				3661	LEC	01	TUTH	11:20-12:40PM	HARRIMAN HLL	116	Park,S
ECO	351		Topics in Economics Credits: 3 Prerequisites: ECO 107 or 108 or 109; at least one other course to be specified when the topic is announced. Note: additional prereq for fall 02: ECO 303 #E-COMMERCE								
				3667	LEC	01	TUTH	09:50-11:10AM	TBA	TBA	Park,S
ECO	353		Topics in Economics Credits: 3 Prerequisites: ECO 107 or 108 or 109; at least one other course to be specified when the topic is announced. Note: additional prq for fall 02: ECO 303 and 305 #U.S. ECONOMIC HISTORY								
				3669	LEC	01	TUTH	02:20-03:40PM	HARRIMAN HLL	116	Sanderson,W
ECO	355		Game Theory Credits: 3 Prerequisite: AMS 151 or MAT 126 or 131 or 141 Note: Crosslisted with AMS 335. Some seats reserved for ECO majors.								
				3670	LEC	01	TUTH	03:50-05:10PM	TBA	TBA	TBA
ECO	356		Topics in Economics Credits: 3 Prerequisites: ECO 107 or 108 or 109; at least one other course to be specified when the topic is announced. Note: No additional prerequisite for fall 02 #HEALTH ECONOMICS								
				3671	LEC	01	MW	05:30-06:50PM	HARRIMAN HLL	112	Lipp,R
ECO	360		Money and Banking Credits: 3 Prerequisite: ECO 107 or 108 or 109								
				3672	LEC	01	TUTH	08:20-09:40AM	S B UNION	236	Stamatopoulos,G
				3673	LEC	02	MWF	11:35-12:30PM	JAVITS LECTR	109	Pradhan,M

Undergraduate Courses

※次頁に用語解説あります

前頁表中用語解説（アルファベット順）

BLDG 建物

CRS = course コース

Cls# = class No. クラス枝番

Cmp = Component 授業の方法（LEC=lecture 教員の一方的講義，REC=recitation 教員と学生の口頭の質疑を交えた授業，SEM=seminar 学生の発表を主とした授業

LAB = laboratory 実験）

Course Title コース名

Credits 付与単位

DEC / SK = Diversified Education Curriculum 教養教育科目／大学教育に耐える修学の方法・基礎学力 Fは社会における個人と団体の行動科学

DEPT = department 学科

Days 開講曜日（M=Monday, TU=Tuesday, TH=Thursday etc.）

Instructor 担当教員

LAB = laboratory 実験

LEC = lecture 教員の一方的講義

Placement exam. 履修資格試験

Prerequisites 履修の条件となる既習科目

REC = recitation 教員と学生の口頭の質疑を交えた授業

Reserve for ECO major 主専攻学生優先席あり。

Room 教室番号

SEM = seminar 学生の発表を主とした授業

SCT = serial No. in the component 同様授業方法内枝番

TBA = to be announced 後日通知

Time 開講時間

Topics in economics：学期ごとの新しい話題，話題が変われば再履修可

参 考 文 献

- “1999–2001 Undergraduate Bulletin”, The University of New York Stony Brook
“Fall 2002 Undergraduate and Graduate Class Schedule”, The University of New York Stony Brook
“2000–2002 Bulletin”, San Jose State University
“Spring 2003 Class Schedule”, San Jose State University
『平成15年度（2003）教養教育科目履修の手引・授業時間表』岡山大学
『学生便覧 2003（平成15）年度入学者用』岡山大学経済学部，同大学院経済研究科
渡邊哲光著『アメリカの大学事情』2000 東海大学出版会
栄 陽子『アメリカ大学ランキング』1997 洋版出版
The Princeton Review, “Complete Book of College 2000” Random House, Inc. New York
マーチン・トロウ著 天野郁夫・喜多村和之訳『高学歴社会の大学 エリートからマスへ』1976 東京大学出版会
『高等教育政策の形成と評価に関する総合的研究』1999 H. 8～10文科省科研費基盤研究（A）代表 喜多村和之

Research of Higher Education in USA through Examination of Bulletins of Okayama University's Partners

Tetsuo Kametaka

This paper points out the features of US higher education, especially 4 year university educations after analyzing their bulletins and other materials, and then deliberates the historical and philosophical back ground behind it. Also this paper draws a comparison between USA and Japan in the university education.

US universities deal with their students realizing that they are now experiencing the age of the transition from mass to so-called universal higher education. On the other hand, Japanese universities, especially governmental ones, have been content with the tradition from Meiji Era, when elite higher education prevailed and each student was treated as a matured and independent gentleman.

In US universities, of course, from the first line of bulletins, it is clearly indicated that students themselves are responsible for each decision. However, they also demonstrate that attending classes regularly is a minimal student responsibility. On the other hand but more importantly US universities are committed and well prepared to support students who appear in danger of falling into, or who do fall into, academic difficulties. The existence of ample academic advisors in the universities is very important.

Another feature of US universities is that they are affirmative to honor students with outstanding academic performance. There are plenty of honors and scholarships of various kinds. On the contrary, Japanese universities are not very enthusiastic to honor their students and their scholarship systems are generally poor.

In conclusion, entering into the age of mega-competition among universities and of transition from mass to universal higher education, Japanese universities have to transform themselves to cope with and to survive these changes, learning many excellences from US higher education system.